

有機農業ニュースクリップ 2020.09.08 より転載

農民連食品分析センターは9月8日、市販のリンゴの残留農薬分析結果を公開した。分析したリンゴは2017年産の4検体で、産地は長野県が3検体、山形県が1検体。延べ12種類の残留農薬が検出され、そのうち4種類がネオニコチノイド系だったという。中でもアセタミプリドはどのリンゴからも検出されたという。

ネオニコチノイド系は浸透性のため、果実の中身にまで浸透し、洗っても落ちることはない。同センターは、ネオニコ系の中でも4検体全てから検出されたアセタミプリドに注目し、皮と果肉にどのように残留しているかを検査した。その結果、濃度としては皮の方が高く出たものの、皮に残留するアセタミプリドはリンゴ全体の2割前後(13%~27%)であり、8割前後が果肉に残留していることが分かったという。結局、皮をむいても摂取するアセタミプリドの量は大きく減ることにはならない。

リンゴのアセタミプリドの残留基準値(濃度)は2ppmだが、今回公表された検査結果の最高値は、果肉、皮ともにりんごBで、それぞれ0.022ppmと0.052ppmだったという。

東京都健康安全研究センターは毎年、国産の野菜と果実の残留農薬について実態調査を年報の形で公表している。この報告でも、リンゴの果肉からネオニコ系を含む浸透性の農薬が検出されている。2014年度の検査結果では検査した内3個のりんごの果肉からアセタミプリドとチアクロプリドが検出されている。ほかにも、日本ナシやカキ、ミカンなどの果肉からネオニコ系農薬が検出されたと報告している。東京都健康安全研究センターは、国内産、輸入ともに、ネオニコ系の検出頻度が上がってきていると指摘している。

ネオニコチノイド系農薬の一つのアセタミプリドは、日本曹達が開発し、モスピランなどの商品名で販売されている。日本での出荷量は50.2トンとネ

●皮と果肉に残留するアセタミプリドの含有量と割合

	含有量 [μg]		割合	
	皮	果肉	皮	果肉
りんごA	0.07	0.18	27%	73%
りんごB	0.82	3.68	18%	82%
りんごC	0.09	0.58	13%	87%
りんごD	1.33	3.72	26%	74%
平均	0.58	2.04	21%	79%

※農民連食品分析センター公表データより

オニコチノイド系農薬のなかでは4番目に位置している。果実類に対しては、リンゴのほかナシやモモには収穫前日までの散布が認められている。

(転載ここまで)

EU始め海外では使用禁止が広がっているのに日本では残留基準を緩めて多用。皮より実の方にたくさん残留するという浸透性の恐ろしさ。政府は残留基準値以下の低濃度だから問題ないとしているが、私たちは低濃度ながら日々口にする食べものから慢性的に摂取している。有害物質の侵入をブロックするはずの胎盤や脳血液関門を人工の化学物質である農薬は通過してしまう。妊婦さんの食事は特に注意が必要だ。ネオニコは神経毒性農薬であり、ネオニコ増加と相関するように発達障害などの神経疾患が増え続けている。農薬残留基準では胎児への影響評価(発達毒性)をしてこなかった。来年度からようやくネオニコを含む農薬再評価*が取り組まれる。ネオニコ禁止へ向かうEUに倣った環境と健康を守るまともな農薬評価がされるよう、監視しなければならない。農家が美味しい果物を作る努力をしてくれても農薬まみれではその価値を台無しにする。「ネオニコ農薬不使用」をうたう果物を供給する生協もある。消費者がそうしたネオニコフリーを選択することが不使用で頑張る農家を応援することにもなる。

(安田)

*農薬再評価:ネオニコとグリホサートなど優先14品目を告示

有機農業ニュースクリップ 2019.09.20 より

農水省は2019年9月、21年度から始める農薬再評価に関し最初の14種類を官報に告示した。ネオニコチノイド系が5種類、グリホサート系が4種類、その他が5種類。これまでは3年ごとの登録再延長に際して再評価は行われてこなかったが、昨年12月施行の改正農薬取締法で新たに登録する農薬はおおむね15年ごとに再評価する制度を導入した。既に登録されている農薬については、21年度より優先度の高いものから再評価を実施するとしていた。しかし、農薬再評価により使用禁止を含む規制強化が行われるかは不透明だ。

農薬の再評価制度導入により、農薬取締法施行規則に提出すべきデータとして「生活環境動植物(注:ミツバチなど)及び家畜に対する影響に関する試験成績」が追加された。

農水省は昨年12月、優先度の基準とともに、580

種類の農薬についてAからDまで5段階の優先度を公表していた。優先度の高いAランクは、殺虫剤は生産量が年あたり20~30トン以上のもの、除草剤と殺菌剤は生産量が年50トン以上としていた。この優先度基準によるものか、ネオニコチノイド系であっても出荷量が10トン前後のチアクロプリドとニテンピラムは今回の再評価対象からは漏れた。

優先的に再評価を受ける農薬(14種類)

<ネオニコチノイド系>

アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニン、ジノテフラン、チアメキサム

<グリホサート系>

グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩、グリホサートナトリウム塩

<その他>

イソチアニル、D-D、ペンチオカーブ、チフルザミド、プタクロール

農薬

EUで使用禁止の農薬が大量に日本へ

Yahoo ニュース 9/12 猪瀬 聖

欧州連合(EU)域内での使用が禁止されている農薬が、EU から日本に大量に輸出されていることが、国際環境保護団体グリーンピースなどの調べでわかった。欧州やアジア諸国に比べて農薬の規制が緩いと言われている日本が、世界の農薬メーカーの草刈り場になっている構図が浮かび上がった。

日本は第3位の輸出先

農薬によってはEU内で使用が禁止されていても製造や輸出は可能で、輸出する場合は当局に届け出なければならない。今回、グリーンピースとスイスの市民団体パブリックアイが、欧州化学物質庁(ECHA)や各国政府への情報公開請求を通じて農薬メーカーや輸出業者が届け出た書類を入手し、国別や農薬別にまとめた。

2018年に届け出された書類によると、EU内での使用が禁止されている「禁止農薬」の輸出は、合計で81,615トンに達した。最も輸出量が多かったの

は英国で、EU全体の約4割に達する32,200トンを出し、他国を大きく引き離れた。2位はイタリアで9,500トン、3位は8,100トンのドイツだった。

一方、禁止農薬の最大の輸入国は米国で、2018年の輸入量は断トツの26,000トン。日本はブラジルに次ぐ3位で、6,700トンだった。日本は単純に量だけ見れば米国の4分の1だが、農地面積が米国の1%しかないことを考えれば、非常に多い輸入量とも言える。

輸出量が最も多かったのは、除草剤のパラコートで28,200トン。次が殺虫剤の1,3-ジクロロプロペンで15,000トン。2種類で全輸出量の5割強を占めた。日本は2018年、1,3-ジクロロプロペンを4,000トン、パラコートを250トン、いずれも英国から輸入したことになっている。

1,3-ジクロロプロペンは人への発がん性が疑われているほか、地下水の汚染や、野鳥や野生の哺乳類、水生生物などの繁殖への影響が懸念されている。日本では主に、農作物に被害をもたらす土中の線虫類を駆除するために使用されている。